

# 原子力発電所事故による建設業の被害状況について

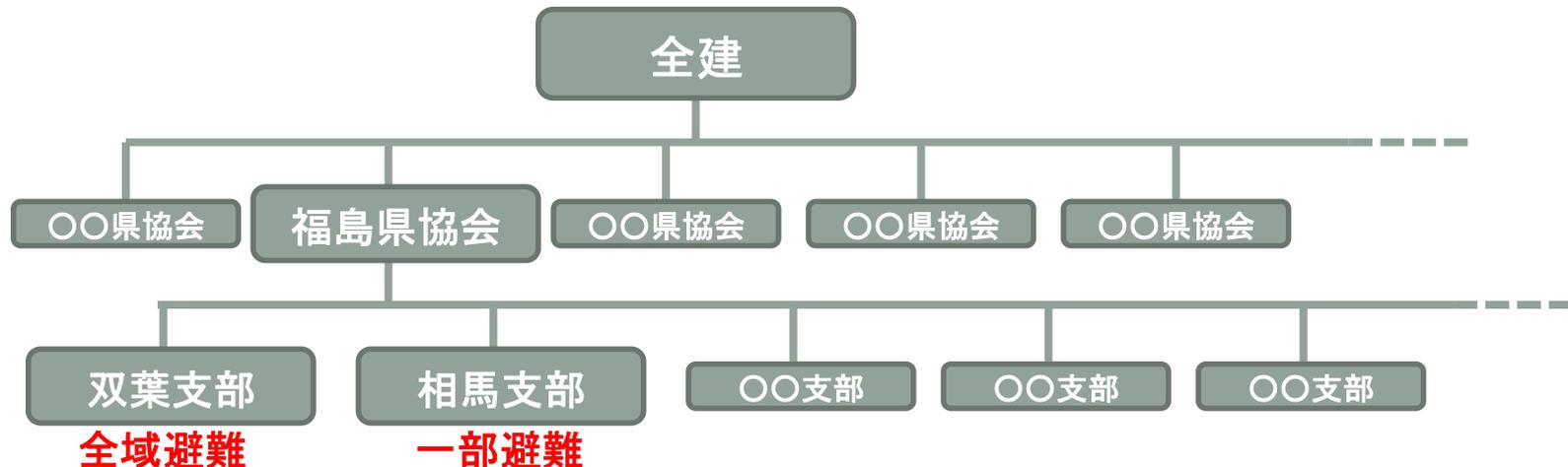
---

平成23年5月23日

社団法人 全国建設業協会

# 1. 全国建設業協会とは・・・

- 社団法人 全国建設業協会(略称:全建)は、47都道府県建設業協会が集結して構成する全国組織
- 会員企業は主に公共工事の元請け企業である。
- 全建会員数一昨年6月末時点で会員数21,015社  
(ピーク時は平成7年の33,335社。近年では毎年、平均1,000社程度減少している)
- 福島県建設業協会(会員数243社)は16支部から構成されており、そのうち**双葉支部の全域**が避難区域に指定されているほか、**相馬支部の一部**が避難区域に指定されている。



## 2. 指示・制限等の対象区域内の建設企業の現状

### 1) 概要

○30km圏内の企業数は推定845社

○年間完成工事高は約1,025億円

(東京商工リサーチ調べ)

### 2) 避難企業の現状

○経営者、役員、従業員はそれぞれ避難所・親戚・知人宅等に避難していたが、避難が長期化していることから、半分程度はアパートを借り出勤するケースも出ている。

○避難の長期化等先行きの見通しに見切りをつけて、従業員を解雇した企業や自ら辞めた従業員もいる。また、従業員や経営者の中には精神的な病に陥った人もいる。

○このような状況下、多くの地元会員企業は指示・制限等区域外に仮事務所を開設し、瓦礫の撤去等の作業に積極的に参加しはじめている。

○避難企業は緊急的に避難したため、企業経営に必要な事務機器や社印をも忘れ、営業再開には新たな出費が嵩む。請求手続きの簡素化と早期の仮払いを望む。

### 3. 営業上の被害

建設業の特徴は単品受注生産であり、営業エリアに本支店を構え様々な社会貢献活動を行い、地域社会の信頼を得た上で営業が成り立っている。

- ①第1次指針において営業、取引等の減収分(逸失利益)は補償対象としているが、原発事故により避難し、受注工事ゼロでも、**人件費、減価償却費、金利など固定費**はかかる。(営業利益を現場管理費(現場に常駐する社員の給与など)及び一般管理費をも合わせて補償すべき。)
- ②今まで育ててきた技術者が遠方に避難又は精神的ストレスにより退社するなど、建設企業にとっては**貴重な人的財産の損失**。(工事の受注には配置技術者の実績が重視される) 技術者の維持や新規採用に要する追加的費用も補償すべき。

- ③避難企業は避難先では、「よその者」扱い。従前と同程度の工事受注確保は難しい。事業拠点の移転費用は認められているが、拠点を移すことによる顧客逸失補償も認めるべき。
- ④復旧・復興の期間は、工事量も短期的に集中するものと思われるが、その先は工事が激減することが予想される。地元企業は地元行政機関と防災協定等を締結するなど信頼関係の上に成り立っており、避難中はこの関係が保たれないことなど、先行きを心配し廃業・転業を余儀なくされる企業もある。
- 廃業・転業補償については、営業利益だけでなく、保有する建設機械、資材等も補償すべき。

## 4. 間接(風評)被害等

### ①区域内に存置し放射能汚染が想定される建設機械等について

- ・リースの建設機械等については、放射能汚染を理由に「**買取り**」や「**永久リース**」が求められるケースが発生している。
- ・各企業の保有機械については、再使用に当たり**除染や点検等の費用**。



### ②造園業においては、福島県産の**苗木**が放射能汚染を理由に出荷停止。

### ③福島県内の下水処理場から発生する**汚泥のリサイクル品**(セメント、コンクリート二次製品等)出荷、販売制限の恐れ。

(郡山市の下水処理場で、汚泥と汚泥を焼却した**溶解スラグ**から**高濃度の放射性セシウム**を検出。この溶解スラグを原料の一部に使用しているセメント会社の栃木工場は出荷を停止した。)

## 5. その他の被害

①被災直後から県警本部・地元市町村からの要請を受けて人命救助などの作業に参加してきたところであるが、建設業の作業員にも自衛隊等と同等な**特別手当の支給**が図られるべき。

また、これらの**作業員が被爆等した場合の身体的損害や精神的損害**についても、具体的内容を早急に検討すべき。

②発注者の連絡がつかず、工事代金や材料費が回収できない。

③避難企業の多くは、再び地元へ戻り企業経営を願っている。そのため、戻れる時期までの一定の補償及び仮事務所から現地へ戻るための費用が想定される。

④今後一時帰宅等により新たな被害が発生する可能性もあり得る。